

特定非営利活動法人笑ろてんか隊

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人笑ろてんか隊という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町馬見北9丁目2番3号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、笑いの健康体操を通じて会員相互の親睦をはかり、また、笑い体操の普及に資するよう活動する。個人の健康の維持増進をはかるとともに、地域の健康を増進するよう心がける。集団としての健康寿命を延伸し、いつまでも、自分のことは自分でできる体とところを作る事業を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

1. 情報収集・提供事業
2. 担い手人材育成事業
3. 普及啓発事業
4. コンサルティング事業
5. 交流・ネットワーク支援事業
6. 調査・研究事業
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

1. 物品販売事業
2. 受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上

2. 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会にて選任する。

2. 理事及び副理事長は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定数の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に挙げる職務を行う。
 - 1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または前任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2. 職員は、理事長が任免できる。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。開催はリモート会議システムを利用したリモート会議も可とする。

- 2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め招集したとき

2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき

3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第 24 条 総会は第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁的方法をもって、少なくとも開会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名・押印しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- ③ 総会の決議があったものと見なされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほかは、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。開催はリモート会議システムを利用したリモート会議も可とする。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面について表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事録の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業の報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席しえた正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所管庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公示は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福岡篤彦
副理事長	福岡文子、池田由紀
理事	西林季美、松阪啓子、澤井実希、後藤康夫、後藤ひとみ 辻ひとみ、福中修一
監事	福岡左希子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 正会員入会金 | 0 円 |
| (2) 正会員年会費 | 6,000 円 (月 500 円とする) |
| (3) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| (4) 賛助会委員年会費 | 100,000 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 笑ろてんか隊

役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏 名
1	理事	(フクオカアツヒコ) 福岡篤彦
2	理事	(フクオカアヤコ) 福岡文子
3	理事	(イケダユキ) 池田由紀
4	理事	(ニシバヤシキミ) 西林季美
5	理事	(サワイミキ) 澤井実希
6	理事	(マツサカケイコ) 松阪啓子
7	理事	(ゴトウヤスオ) 後藤康夫
8	理事	(ゴトウヒトミ) 後藤ひとみ
9	理事	(ツジヒトミ) 辻ひとみ
10	理事	(フクナカシュウイチ) 福中修一
11	監事	(ふくおかさきこ) 福岡左希子

(設立趣旨書)

非営利活動法人笑ろてんか隊 設立趣旨書

我々は南和地域住民が最後まで住み慣れた地域で過ごすために、何が必要かを考え、まず第一に健康であり、健康寿命の延伸が最も大切であると考えている。近年、笑いが様々なレベルで健康に良いことが証明され始めており、笑いの健康体操を普及する事は時節を得ている。また、笑うことにより、気持ちを前向きにし、積極的にする事も証明されつつある。また、笑いは年代を超える。10歳も笑うし90歳も笑う。同じように笑っている時点で垣根はなくなる。年代間の垣根を取り払い、地域の絆が深まる様に「笑いの健康体操」を普及して、各市町村自治体ごとに地域笑ろてんか隊を作り、それらが、年1回程度集まって、ご当地笑いの披露し、日頃の活動を報告する「笑い甲子園」を企画し、高齢者または地域住民の「生きがい作り」に資するよう活動したい。

令和7年1月4日

設立代表者

氏名 福岡篤彦

(事業計画書)

令和7年度 事業計画書

1. 事業実施の方針

各市町村単位に笑てんか隊を作り、それぞれが活動する。1～2年に1回それぞれの笑てんか隊が集まって、それぞれの活動を語る会をする。

2. 事業の実績に関する事項

(1) 特定非営利活動に関する事業

定款に記 載された 事業名	事業内容	日時	場所	従業者数	受益 対象者範 囲	受益 対象者人 数	事業費 (千円)
1. 情報収 集・提供事 業	各市町村 への事業 内容の説 明	10 月中か ら開始	南和の各 市町村の 住民課、福 祉行政機 関にて	2 人	南和地域 市町村職 員	2 人	
2. 担い手 人材育成 事業	笑てん か隊研修 会	11 月以後 で検討	各市町村 の公民館 など	3 人	各市町村 民	10 人～30 人	120
3. 普及啓 発事業	各種イベ ントでの 講演活動	要請あれ ば実施		10 人	イベント 要請した 機関によ る	イベント 規模によ る	
4. コンサ ルティン グ事業	実施予定 なし						
5. 交流・ ネットワ ーク事業	各市町村笑 てんか隊 隊員の交流 事業	初年度予 定なし					
6. 調査・研 究事業	予定なし						
7. その他	予定なし						

(2) その他の事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者人数	事業費 (千円)
1.物品販売事業	笑いの啓蒙書 発売	随時	法人事務所およびイベント会場	2人	/合計 50 (千円)
2.受託事業	予定なし				

(事業計画書)

令和8年度 事業計画書

3. 事業実施の方針

各市町村単位に笑てんか隊を作り、それぞれが活動する。1～2年に1回それぞれの笑てんか隊が集まって、それぞれの活動を語る会をする。

4. 事業の実績に関する事項

(1) 特定非営利活動に関する事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1. 情報収集・提供事業	各市町村への事業内容の説明	10月中旬から開始	南和の各市町村の住民課、福祉行政機関にて	2人	南和地区各市町村職員	2人	
2. 担い手人材育成事業	笑てんか隊研修会	11月以後で検討	各市町村の公民館など	3人	各市町村民	10人～30人	210
3. 普及啓発事業	各種イベントでの講演活動	要請あれば実施		10人	イベント要請した機関による	イベント規模による	
4. コンサルティング事業	実施予定なし						
5. 交流・ネットワーク事業	各市町村笑てんか隊隊員の交流事業	2～3年に1回程度	南和地区のどこかの公民館	50人程度	参加者すべて	役50人	
6. 調査・研究事業	予定なし						
7. その他	予定なし						

(2) その他の事業

定款に記載され た事業名	事業内容	日時	場所	従業者人数	事業費 (千円)
1.物品販売事業	笑いの啓蒙書 発売	随時	法人事務所お よびイベント 会場	2人	/合計 50 (千円)
2.受託事業	予定なし				

科目			特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合計
			金額	金額	
【A】	経常収益				
	1. 受け取り会費				
		正会員受け取り会費	60,000		
		賛助会員受け取り会費	100,000		
	2. 受け取り寄付金				
		受け取り寄付金			
		施設等受入評価益			
	3. 受け取り助成金				
		受け取り補助金			
	4. 事業収益				
		情報収集・提供事業			
		物品販売事業 事業収益		30,000	
	経常収益計		160,000	30,000	190,000
【B】	経常費用				
	1. 事業経費				
		(1) 人件費			
			給料手当		
			役員報酬		
			退職給付		
			福利厚生費		
		(2) その他経費			
			会議費	10,000	
			通信運搬費	10,000	
			旅費交通費	20,000	
			施設等評価費用	50,000	
			減価償却費		
			印刷製本費	30,000	50,000
		事業費計	120,000	50,000	170,000
	2. 管理費				
		(1) 人件費			
			役員報酬		
			給料手当		
			退職給付費用		
			福利厚生費		
		(2) その他経費			
			消耗品費		
			水道光熱費		
			通信運搬費		
			地代家賃		
			旅費交通費		
			減価償却費		
		管理費計			
	経常費用計				
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			40,000	▲20,000	20,000
【C】	経常外収益		0	0	
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益			
	経常外収益計				
【D】	経常外費用		0	0	
		固定資産売却損			
		災害損失			
		過年度損益修正損	0		
	経常外費用計				
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0		
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①＋②＋③・・・④			40,000	▲20,000	20,000
		法人税、住民税及び事業額・・・⑤			
		設立当初正味財産額・・・⑥			20,000
次期繰越正味財産額 ④－⑤＋⑥					20,000

令和8年活動予算書（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

(別紙)

科目			特定非営利活動にかかる事業 金額	その他の事業 金額	合計
【A】	経常収益				
	1. 受け取り会費				
		正会員受け取り会費	180,000		
		賛助会員受け取り会費	100,000		
	2. 受け取り寄付金				
		受け取り寄付金			
		施設等受入評価益			
	3. 受け取り助成金				
		受け取り補助金			
	4. 事業収益				
		情報収集・提供事業			
		物品販売事業 事業収益		30,000	
	経常収益計		280,000		310,000
【B】	経常費用				
	1. 事業経費				
		(1) 人件費			
			給料手当		
			役員報酬		
			退職給付		
			福利厚生費		
		(2) その他経費			
			会議費	20,000	
			通信運搬費	20,000	
			旅費交通費	40,000	
			施設等評価費用	100,000	
			減価償却費		
			印刷製本費	30,000	50,000
		事業費計	210,000	50,000	260,000
	2. 管理費				
		(1) 人件費			
			役員報酬		
			給料手当		
			退職給付費用		
			福利厚生費		
		(2) その他経費			
			消耗品費		
			水道光熱費		
			通信運搬費		
			地代家賃		
			旅費交通費		
			減価償却費		
		管理費計			
	経常費用計				
当期経常増減額【A】－【B】…①			70,000	▲20,000	50,000
【C】	経常外収益		0		
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益			
	経常外収益計				
【D】	経常外費用		0	0	
		固定資産売却損			
		災害損失			
		過年度損益修正損	0	0	
	経常外費用計				
当期経常外増減額【C】－【D】…②			0	0	
経理区分振替額…③			30,000		50,000
税引前当期正味財産増減額 ①＋②＋③…④					
		法人税、住民税及び事業額…⑤	0		
		前期繰越正味財産額…⑥			20,000
次期繰越正味財産額 ④－⑤＋⑥					70,000